

令和元年11月18日

松阪市議会議長
大平 勇 様

無所属の会・みらい
議員 海住恒幸

参加報告
第48回市町村議会議員研修会

研修テーマ

「持続可能な社会に向けた交通権を保障した地域交通政策を考える」

講師 可児紀夫氏（愛知大学非常勤講師）

開講日時 令和1年11月6日（水）午前9時30分～午後3時30分

会場 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）

（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

主催 自治体研究社

■概要

1人の講師による午前と午後の計4コマからなる講義。

第1講義 地域交通政策の理論

第2講義 地域交通に関わる法律・制度

第3講義 地域交通に関わる事例研究

第4講義 地域の要望を実現するために

全体の質疑応答

■講師のプロフィール

旧運輸省の時代より国土交通省で運輸行政に携わる。岐阜市の路面電車廃止後の対応を図るため同市に出向（2004年）。同市市長公室総合交通政策室長として3年半、コミュニティバスの運行システムの立ち上げに当たった。2011年に国交省を退職後、4か月間、米国オレゴン州のポートランド市で地域公共交通について調査研究を行った。東海自体問題研究所事務局長等を経て、2015年より現職。

講義の内容

(1) 第1講義 地域交通政策の理論

「交通事故対策は警察の問題か。いや、自治体が政策すべきことである」。

それが、講師が最初に放った言葉だった。

交通と言うと、移動の確保ということのみに限定してとらえられがちであるが、交通とは、憲法で保障する基本的人権ととらえるのが講師の立ち位置である。

したがって、交通はすべてのまちづくりの土台となるものであり、歩行の安全の確保、自転車の安全を含めて考えることになる。クルマと人が混在して通る道よりも、クルマは通行できない道にすること。できるだけクルマは使わなくて済むよう、だれもがいつでもどこでも享受できる交通社会をつくっていく政策を組み立てていくことを目標としている。

(2) 第2講義 地域交通に関わる法律・制度

講師は、戦後70年の交通政策、国土計画が、今日の地域交通の状況を生み出したのではないかと指摘する。今日の国の補助は、自治体が交通問題を地域の課題としてとらえ解決していく予算として使えない状況を挙げた。地域交通の枠組みの捉え方が、国の制度と地域の実情にはずれがあるので、国の補助制度を把握し、地方の側から改善に向けた提言が必要という。そんな中、平成25年に施行された交通政策基本法には良い部分もあるので研究する必要がある。また、特別交付税措置による地域交通の拡充についても検討の必要がある。

(3) 第3講義 地域交通に関わる事例研究

講師は、プロフィールにあるように、国の交通行政に携わる一方、自動車中心の郊外型都市にスプロール現象の中にあつた岐阜市が路面列車の廃止問題に直面していた折、コミュニティバスのネットワーク化に取り組んだり、国交省退職後は米オレゴン州のポートランド市で4か月にわたって、自動車交通の市街地への流入を規制し、徒歩、自転車、公共交通を大切にする都市政策をつぶさに見た。このほか、長野県木曾町の生活交通バスシステム、富山県朝日町の「まちバス」、同県飯田市を中心とした広域バス、福祉政策と交通政策を一体化させた三重県玉城町のバスなどの事例を挙げた。この中で講師は、「事例はそのシステムを学ぶので

はなく、どのような地域づくりを目指し、どのように進めていくのかを学ぶこと」だと言ったのが印象深かった。

(4) 第4講義 地域の課題を実現するために

交通政策基本法の改正が必要である。理由は、現行の法が、経済行為としての交通の円滑な推進によって産業、観光、国際競争力の強化及び地域経済の活性化を目指す趣旨になっているためだ。本来、公共交通は、地域の人々の幸せを考え、クルマ社会を変えていく必要があるから。公共交通に乗れない人も含め、地域の交通をどう確保していくか総合交通政策が必要だとしている。

一方、自治体の交通基本条例もさまざま出来上がりつつあるが、制定にあたっては、公共交通だけではなく、地域の交通の地域の課題が解決できる条例にし、それに基づいた政策展開を図ってほしい。条例でどのようなまちづくりを目指すかを住民に示すことができる。交通のまちづくりを進めていく原則としてもらいたいのは、住民の参加と協働、自治体の責任を位置づけるべきである。また、地域のあるべき交通をつくっていくため、ボランティアによる運輸からバスや鉄道の事業者まで一元的に議論に参加できる工夫が必要となるということである。

そして、まず取り組むべきは地域の実態調査である。地域の人たちと洗い直していく。地域の課題を行政に繰り返し提言していくことである。

次に、交通政策基本法を活用すること。地域公共交通協議会での協議に応じてほしい場合、業者には応諾義務と、協議会で決まった場合、協議事項の尊重義務がある。協議で重要なのは、地域公共交通がはじめから民間バスの路線を避けるのではなく、民間バスを含めてコミバスをどう走らせるかを協議することである。協議会の公募規定を使って利用者として委員になり、提案者となることも必要である。(公共交通活性化法第7条)

所感

自治体で実施するコミュニティバスは、全国にさまざまなモデルはあるが、それを真似てもうまくいくとは限らない。それぞれの地域の特徴に基づいたニーズをどう反映したかで成否は決まってくる。松阪市においても確かに、専門家も関わるバス事業運営協議会によってバス路線のあり方を検討して政策決定しているが、その成果についてはどのように評価しているのかが見えない。今回の研修を通して、地域公共交通の充実において、地方公共団体の役割とは何か、あらためて検討する必要がある。

以上